

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年2月3日（火）13:20～14:02
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニック医療グループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 本間 正義 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

<関係省庁>

- 中島 慶二 環境省自然環境局野生生物課長
- 堀内 洋 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室企画官

<事務局>

- 松藤 保孝 内閣府地方創生推進室参事官
- 宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官
- 森 宏之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 有害鳥獣被害防止対策の強化
- 3 閉会

○宇野参事官 それでは、養父市さんのほうから出てきております有害鳥獣被害防止対策の強化ということで幾つかの提案が追加で出されておりますので、それに関する省庁ヒアリングを開始したいと思いますので、座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いしたいと思います。

○中島課長 私のほうからまず先に。それでは、今回養父市さんのほうから追加で提案がなされたことにつきまして、我々のほうは直接伺っていないので、その背景だとかそのあたりはよくわからないところもあるのですが、とりあえず具体的な対象になっている規制がどうなっているかということをお説明したいと思います。

横長の大きな字のパワーポイントで説明をさせていただきます。

まず、そもそもが鳥獣保護、狩猟の適正化に関する法律。今回、法律の名前も変わりましたけれども、この法律がどのような仕組みになっているかということをごく簡単に最初に説明したいと思います。

事務は基本的に都道府県の自治事務ということになっておりまして、国は都道府県の事務がしやすいように基本指針をつくったり、あるいは技術的な支援、助言をするというところにとどまっております。ただ、国指定の鳥獣保護区、全国的な観点で大事な鳥獣の生息場所は国のほうで指定して管理するということが一部国の直接事務としてございますけれども、そういうものを除いて一般のものについては基本的に全て都道府県の自治事務ということになっています。したがって、都道府県は鳥獣保護事業計画というものをそれぞれの県で作りまして、それぞれの県の中では鳥獣の保護、狩猟の適正化というのはこういうように進めていくのだという計画をつくって進めていっているということになります。

その中に例えば都道府県のレベルで大事な場所を守るための鳥獣保護を指定するであるとか、あるいは鳥獣の捕獲規制、どういうものをどのようにやるのか、基本的なところは法律で決まっていたりするのですけれども、都道府県のほうで実情に合わせて部分的に変えられることが結構ありますので、そういったものを都道府県の事業計画の中で書いていくというようなことがありまして、そういうように一部の事務を除いて、基本的には都道府県が自治事務として仕事をしているということになります。

言葉の定義の中で大きく2つございますので、これを説明したいと思います。鳥獣捕獲をするときの捕獲すること自体は同じなのですけれども、狩猟として捕獲をする場合と、許可を受けて捕獲をする場合と、その2つがございます。2つしかございません。

その狩猟で捕獲をする場合は、あらかじめ例えば狩猟期間というものが秋から春まで決まっています、その中で決められた猟法で決められた鳥獣を、つまり、ルールがあらかじめあるものであればあとは自由にやっけていいというのが狩猟のタイプであります。誰がやるかというのは、狩猟の免許を持っている人が狩猟登録をしている県であれば全ての人には自由にできるというようなものでありまして、それと違うものとして許可捕獲がありまして、これは有害鳥獣捕獲とか、あるいは個体数調整と言っています、つまり、増え過ぎたものを減らしていく必要がある、あるいは被害がひどいのでその被害をなくしたいというようなときに、狩猟とは別の枠で、必要があるので捕獲をしてよろしいという許可を都道府県が出すというものであります。

原則としては、個々個別の許可が出るわけですが、最近では非常に被害がひどいということで、相当一括した許可が出せるような形になってきております。これが狩猟と許可捕獲の違いであります。許可捕獲の中には有害捕獲と個体数調整、若干言葉は違いますが、基本的には必要があって捕獲をすると、許可を出して捕獲をさせるという趣旨であります。

この2つがございまして、今回、このどちらの捕獲制度のことなのかというのが書いていませんでしたけれども、とりあえずどういうものかということが3ページのほうに今回提案が出てきておりますので、まずその中身を御説明します。

わなの設置数の制限、これが今30ということになっているのをもう少し増やす、その数の制限を撤廃するというような話があります。これはもともとどういうわけでこの設置数の制限があるかといえば、わなにはいろいろなものがかかります。箱の中に生き物が、食べ物に誘引されて入るわけですけれども、そのときにとりたいものがイノシシであるけれども、そこにタヌキが入るかもしれない、キツネが入るかもしれない、それはいろいろなものが入り得るものですので錯誤捕獲と言っていますけれども、錯誤捕獲はどうしても避けられない場合があります。錯誤捕獲があっても殺さずに生きて逃がすことができる範囲は自分が管理できる範囲として認めましょうというような趣旨で、1人1日30個であれば一般見回りが可能なので、その件数であればどうぞ自由にやっていいですよ。それ以上増えると1人でなかなか見回りができなくなるので、錯誤捕獲があったとしても、その後の対応ができにくくなりますねという趣旨で設置数の制限がもともとの規制にかかっている。事故等とも書いてありますが、それほど事故のほうはたくさん発生するわけではありませんが、錯誤捕獲のほうは比較的出る話でありますので、これは規制の理由としてまずは御説明したいと思います。

次に、くくりわなの輪の最大直径規制。くくりわなというものは、生き物がどこか踏むとばねが外れて足を締めて外れなくするというものがくくりわなであります。先ほど申し上げたのは箱わなという別のスタイルで、くくりわなは箱がなくて、ただ、がちゃんとばねが外れて固定してしまう。それもどんな生き物でもかかる可能性がありますので、特に日本の場合には錯誤捕獲で捕まえることが好ましくない生き物として想定されているのはツキノワグマであります。ツキノワグマはシカとかイノシシに比べると非常に数は少なく増殖力も弱いものですから、基本的にはどんどんとれというようなものではなく、被害があれば捕まえて山に放すというのが今基本的に対応パターンになっております。ですから、捕まっても殺さずに放してあげるとというのが基本的な対応ということになっております。

そこでくくりわなに関しては、先ほどの箱わなは体に傷がつくわけではなくて自由が拘束されるだけですけれども、くくりわなは体に傷をつきます。傷がつくと大体もう生き物はその後死んでしまいますのが普通ですので、これはそもそもクマがかからないようにしようということで最大直径を12cm以下にして、踏んでも、つまりわなの中に足が入らないような程度の大きさにしかならないということです。しかし、シカとイノシシだったらその大きさが十分捕まえられる、クマは捕まえられない。それを一応最大直径の規制でもって、そういうクマの錯誤捕獲の事故が起きないような形をしているというのが2番目の理由であります。

3番目は、公道など、つまり、人が通る場所で捕獲を禁止するということは、これはもう当然のことですけれども、通行する人がいる可能性があるわけですから、そうい

った場所では網もわなも銃も全て禁止して安全確保を図っているというのが、これは説明するまでもないような話でありますけれども、そういうことであります。

4番目ですけれども、これは日の出前及び日没後というのは、法律で銃猟を禁止して、夜間銃猟と言っていますけれども、それを禁止しております。要は捕獲をする対象が本当に捕獲をしていいものなのか、それともそうでないものなのかの区別を明確にできないおそれが高いからでありまして、当たり前の話と言っては当たり前の話ではありますが、これも法律で禁止をしています。

ただし、今回、非常に限定した場合に限って夜間銃猟ができるようにしようということをや法改正いたしました。それはどういうことかといいますと、餌で誘引をして、やぐらを建てて、やぐらの上から撃ちおろす形で、つまり、跳弾の危険性だけはあるのですけれども、外れた弾がどこに行くかわからないというのは非常に危な状態なので、外れた弾も全て地面にめり込む、そういう形が構造から確保されているような場所をつくって、そこに誘引して、誘引してきたものだけを撃つというような場合は、特にシカの場合は夜間、そうやって餌をとりに行くことが多いものですから効果が確認されておりまして、北海道庁がやりたいと言ってきているので、そういったものについては規制を緩和したところがあります。

そういった4つの、今議題になっております制度の理由であります。これを今回それぞれ市町村の判断で制度を緩和できる、あるいは解除できるとしたいというのが今回の御相談だと思っておりますけれども、実は、今の現行の制度の中でも個別の調整によって、つまり、自治事務として都道府県が決められているいろんな計画の中の規制を市町村との調整によって、それを緩和することができるようにそもそもなっていますので、それを説明したいと思えます。

1番から3番まで、つまり、最初に申し上げた狩猟なのか、許可捕獲なのかの違いがはっきりしなかったのですけれども、許可捕獲であれば、これは1番から3番まですべて緩和解除が可能です。それはつまり狩猟でありますと誰がいつ入るかわからないので、とても事故の予想だとかそういうのはしにくいですけれども、許可捕獲はいつ誰がどこでやるかというのはもう全て決まっていますので、対策が非常にとりやすい。だから、緩和もしやすいということで、そういう場合はもうやって、それは自由にとりやすいか、県と市町村が話し合っやれるようになっていきます。

1と2に関しては、一般的な狩猟であってもやることができるということに、その場合は県が特定鳥獣保護管理計画というものに位置づけることが必要ですけれども、それも可能ということになっています。ですから、現実上、養父市さんがこのことをこういうようにしたいということで県のほうに相談をされて、一定程度の県での検討の期間は必要だと思いますけれども、現状でもこれはできるということでもあります。

4番については、先ほど申し上げたように、今回の改正鳥獣保護法、施行が5月29日ありますが、これの後であれば一定の条件のもとに、先ほどのような安全確保をしっかりと

した上でやるのが可能であるということでありまして、つまり、結論として私たちが申し上げたいのは、養父市さんのほうで鳥獣被害対策に非常に御熱心でいろんな提案をされてきて、それ自体は非常にありがたいなと考えておりますけれども、今回出てきたものに関してだけ申し上げますと、基本的に今の制度の中で十分対応は可能であるということでもあります。

参考に、縦長の資料を幾つか用意してございますが、[参考]兵庫県第4期シカ保護管理計画と手書きで右上に書いてございますものが、これが兵庫県のほうでつくっております細かい部分でありまして、直径12cm以上のくくりわなの制限解除を継続する（淡路地域のみ）とあります。淡路地域には、ツキノワグマが生息しておりませんので、クマの錯誤捕獲の心配がない。ですから、もうここはやってしまえということによってこういうように解除をしています。

めくって6ページ側ですが、赤いマーカーがつけてあります。平成21年度第3期シカ保護管理計画というところに、淡路地域での捕獲制限緩和、直径12cm以上のくくりわな解禁ということで、ここもなるべくたくさんとれるように、このときにくくりわなを解禁していて、先ほどのところは継続するということでもありますので、そういったことで県としても錯誤捕獲が起きない範囲ではやって検討して、そういう対応をとっているということだと思っています。

ただ、それ以外のところで本当にツキノワグマの錯誤捕獲が起きるのかどうかといったようなことは、これはもう県のほうで、クマの分布のほうも結構年によって変動したりするものですから、その実情を踏まえて検討されるべきものだと考えております。

あとは関連法令、あるいは今回の法改正の概要の資料でございます。環境省からの説明は以上であります。よろしくお願いたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見はございますか。

○鈴木委員 その前に、これは事務局に確認なのですが、許可捕獲なのか、狩猟なのか。許可捕獲の中で何を求めているのかを養父市のほうでもし意向がわかっていたら教えていただきたいのです。

○森参事官 養父市のほうの意向は確認できてはいないのですが、狩猟だと思われるのですが、狩猟期間外には狩猟ができないので、その部分は許可捕獲も考えていると思います。養父市としては、きょういただいた話で県の話とか存じ上げていない部分もあったと思うし、また養父市のほうにも計画はあると思うのですけれども、養父市から出ているのは、4つの提案によってやりたいということで、許可捕獲か狩猟かということは特に書いておりません。今、環境省からいただいたように、両方に猟法がかかっているものも緩和されている部分もあるので、養父市とも相談したいと思います。

○鈴木委員 狩猟のほうでこういう有害捕獲とか個体数調整をやるかというようなことというのは割と一般的にあるのですか。

○中島課長 一般的にございます。特にシカとイノシシについては、これはもう現状で言えば、そんなに保護をすることは余り考えなくても、とにかくとるほうを優先的に考えなくてはいけないという現状ですので、そういう意味で狩猟で、つまり、いわばボランティアで捕獲をしてくれるわけですから、そういう人たちもたくさんとっていただき、かつ、有害捕獲でもとるという両面作戦です。

○鈴木委員 有害捕獲ではなくて狩猟のほうがやりやすいというニーズがあり、プレイヤーが多いというわけですか。

○中島課長 そうですね。プレイヤーが多いということです。

○本間委員 ツキノワグマの話が出ましたけれども、鳥獣に関する生態の調査というのはどこでどれぐらいの頻度でやられているのですか。

○中島課長 先ほど申し上げたように、基本的には自治事務ということですので、いろんな規制をかけるときに、それぞれの県がそれぞれの鳥獣の分布の動向あるいは個体数の動向をおおむね把握して、それをもとにいろんな規制をかけていくというのが前提になっておりますので、それぞれの県がそういった調査をやっているというのが基本原則であります。ただ、例えば大学であるとか環境省であるとか、そういったほかの関係者がそういったことに関する調査をやっている場合もありますので、それはいろんな調査を県のほうで総合的に収集して判断するということが普通になってくるかもしれません。

○本間委員 定期的にやっていると考えていいのですか。

○中島課長 定期的にやるべきものだと思いますが、実質上どうなっているかというのはその県の状況によると思います。

○本間委員 わかりました。

○八田座長 この養父市の提案は、とにかく市に落としてほしいというものなのですか。それとも県で決めることができるということを余り知らないで提案しているというものなのですか。

○森参事官 後者だと思われま。ただ、県でできるかどうか、まだ県に確認しないといけないので、県でもできないというのであれば市でやらせてほしいという話が出てくると思います。あと、先ほど発言にありましたが、狩猟か有害鳥獣捕獲かは確認ができていないのですが、やはり有害鳥獣捕獲もいろんな予算ですとか人的な面で限界もあるので、狩猟のほうもかなり気にされているかと思。狩猟は狩猟期間というのもまた別途あるのですけれども、そこら辺の兼ね合いで狩猟のほうも拡大していただきたいと言っているのだと思います。

○八田座長 今、いただいた兵庫県の第4期シカ保護管理計画のほうは許可のことに関してですね。狩猟も含めてなのですか。

○森参事官 後者だと思います。

○八田座長 これは狩猟ですか。

○森参事官 はい。

○阿曾沼委員 御説明で、可能であるという事が分かったのですが、市ができることを知らないのか、もしくは県との調整で相当壁がある感じたのか、スピード感がないと感じたのでしょうか。また、多くの自治体がやっていないという事は、知らないからやっていないのか、それともニーズがないからなのか、その辺について教えて下さい。

○中島課長 正直、そこは今までの国のといたしますか、鳥獣保護法、先般、改正をして鳥獣の保護と管理を並列で並べましたけれども、管理というのは減らすことですから、今までは鳥獣保護法だったのです。原則として全ての鳥獣は保護されるべきものだという原則が一番最初に立っていて、だけれども、被害があるときは減らしていいとか、被害が継続して大変なときはどんどんやってしまおうというような規制を緩和するというような、最初、原則は保護だけれども、でも、とってもいい場合もありますという、そういう思考パターンの制度だったわけです。それがいろんな法律の中身もそうですし、この法律でつくられている計画の中身もそうですし、そのとき計画をつくる時の関係者の頭の中もそうなのですが、そういう「原則は保護」という頭がつけられていて、それがなかなか変わっていないというのがあると思います。これは実際にいろんなものを見てみると、まだこんなことを書いているというのを我々が感じる時はよくありますので、それは徹底させないといけないと思います。

今回、1つありましたのは、指定管理鳥獣、つまり、シカとイノシシに関しては、基本的に国が減らすのだと決めているのですから、当面保護が基本とは考えなくていいのだということを徹底するために基本方針を定めて明らかにしました。また、基本方針の中で外来生物並みに扱うということも書いてあります。それが徹底されていけば、もうこれはこういう扱いなのだということが少し明らかになってくるのではないかと思うのですけれども、まだ全ての人の頭の中に基本はこうだよねというところが残っていて、やはりこれを多分養父市が兵庫県と相談を仕掛ける中で、兵庫県のほうの担当さんの頭は、でも保護が基本だから抑え目に対応しておこうかというようなことがあったのかなという気がします。我々が直接相談を受ければどんどんやってくださいというように、すぐに即座に言うような話ではあると思います。

○八田座長 なるほどね。

○鈴木委員 確認なのですが、狩猟のほうも知事でいろいろ裁量の余地があるということでもよろしいのですね。

○中島課長 ③以外はです。

○鈴木委員 ③以外はね。わかりました。あと、それは大変いい話なので、それを聞いたら要望した役所のほうも少し考えるもしれないのですけれども、ちなみに、そうは言ってもそれは後の話なので養父市の提案どおりに幾つかお聞きしたいのですけれども、まず、わなの設置数の制限ですけれども、これは先ほどのお話だと1人で回れる数は30ぐらいが限界だろうというお話なのですけれども、これは要するにマンパワーを制限しているのか。つまり、1人30なのか。

○中島課長　そうです。

○鈴木委員　わかりました。

○阿曾沼委員　それは2人でやれば60でいいということなのですか。

○中島課長　それぞれの人がそれぞれの規制を受けるので、自分は30できる、この人は別に30できると、一緒に動いていてもそれは両方30ずつできる。

○阿曾沼委員　奥さんが手伝って60にすることはできると。

○中島課長　許可を持っている人がいればできます。

○阿曾沼委員　わかりました。

○鈴木委員　くくりわなの最大直径の話なのですけれども、ツキノワグマはそんな大きくないので、場合によってはイノシシのほうが大きいのではないかと思うのです。

○中島課長　体は確かに小さなツキノワグマよりも大きなイノシシがいるのですけれども、足はクマのほうが大きいのです。イノシシの足はひづめですから。

○鈴木委員　では、結構大きなイノシシでも12cmというのは別に要らないということなのですね。わかりました。

3番目の公道の話なのですけれども、一応養父市の要望は通報規制をしていて、人が通らないものだからいいのではないかというお話なのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○中島課長　つまり、通行規制をしているということが明らかだということを担保するためには、許可捕獲であればできるのです。許可捕獲であれば、もうこのとき、この場所に限定。だから、ここは通行規制をかけているところだから捕獲をしても危険がないとわかるので許可捕獲だったら出せるのですけれども、狩猟は先ほど言ったように免許を持っている人だったら自由にできるわけですから、どこでやるかということの制限がそもそもできない。つまり、通行制限がかかっている道路かどうかというのを誰が担保するのかというところで実効性がないわけです。

○鈴木委員　狩猟する人たちは一応登録者、認可を受けていて。

○中島課長　どこでも入れるというのが狩猟の一般原則ですから、ここでしかやってはいけませんよと言われると、それはもう狩猟ではないです。

○鈴木委員　逆に言うと、狩猟している人たちが、みんなそこが要するに法規制をしているということがわかっていればいいわけですか。ということになるわけですか。

○中島課長　そういうことです。

○鈴木委員　だから、その辺の仕組みを彼らがもし提案があったら考える余地はあるということですね。ありがとうございます。

最後なのですけれども、日役の話なのですけれども、確かに弾がずぼっと入るという規制をしているのはわかるのですけれども、余り待ち伏せてという感じではなくて、自由に動かないと狩猟は効率的に行かないのではないかなという気がするのですけれども、例えばスターライトスコープみたいなものをつけて撃つということでもだめなのですか。

○堀内企画官 法改正後は、一応やれることはやれます。

○中島課長 ただ、余り一般的ではないので、どちらかという、今、夜間銃猟で効果があるとされて導入したいと自治体のほうで言ってきているのは、まき狩りのように自由に動くパターンではなくて、もう待ち伏せ型のものなのです。自由に動くやり方だと、例えば夜に銃声がどこかでぼんと鳴るということになって、近くに人がいるとすごく怖い状況なのです。夜中に誰かが銃を撃っているということがわかるわけですから、それは周りの人の不安の解消という意味ではなかなかやれないことなのではないかなと。

○鈴木委員 イノシシのぼんというものは、あれは夜はやらないのですか。ししおどしみたいなの、あれはほとんど銃声と同じ感じですね。

○中島課長 我々がふだんいろんな人と話をしている中で、例えば自治体とか猟友会とか研究者とか農家の方々と話をする中で、やはり夜間銃猟、今回法改正で一部できるようにしたけれども、相当危ないことだから慎重にやらないといけないよねと、みんながそういうふうにおっしゃいますので、余りできるようになったからやろうやろうという感じでは実はないです。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○八田座長 1つは、最初のわなの数制限のほうですけども、これは例えばドローン、GISとか上から飛行物体でもって見回る。そういうようなことができればいろいろし、あるいは単純に遠隔的に見られるようなカメラがついているというようなことだったら数の制限というのは、緩和できるということでしょうね。それは今のお話では県ベースでもってそういうことを考えてやられるはずだよと、そういうように考えてよろしいですか。

○中島課長 今、割と一般化されているのは、カメラによる遠隔からの監視というもので、実際に見て入っているかどうかわかりますので、入っていたらすぐに入り口を閉めてとりに行くというようなパターンのものは相当普及し始めています。

○八田座長 そうすると、この人数の制限はかなり緩和できるわけですね。それはもう実際やられているということですね。くくりわなも似たような話なのですけれども、カメラをつけて、もしクマが入った場合には、もうすぐ行って獣医さんが治療する。そういうことはめったにないことでしょうから、そういうことを条件にやるということではできないわけでもない。

○中島課長 可能性としてはないわけではないと思います。

○八田座長 これも今のところは県でもって考えろという話になっているというわけですね。

○中島課長 クマの非常に生息密度の高いところとそうでないところとあるはずですから、そうでないところだったらやってもいいかという判断はあり得ると思うのです。そこはもう県のほうのお考え次第かなと。

○八田座長 わかりました。そうしたら、これはいずれにしても養父市の状況をお調べ願って、また、それから現状の制度で済むということはあるかもしれませんし、そういうよ

うな場合にはまたいろいろとお考えをお願いするということになるでしょう。

どうぞ。

○宇野参事官 1点よろしいでしょうか。以前も鳥獣保護の関係では権限の話でいろいろ議論になったことがあって、許可権限はたしか養父市さんは既に落ちているのですね。そのときも許可の権限は落ちているのだけれども、結局、許可の基準みたいなものが県のつくる計画に縛られているという議論が、たしかこのワーキンググループでずっとあったと記憶しているのです。結局、許可の期間を3カ月と兵庫県さんの計画に書いてあったので、それをどうのこうのという議論があって、結局計画のほうを直して、そこは長くでも許可を出せるとなったので、そこは問題としては解消しているのですけれども、いずれにしても、許可権限が市町村に落ちているにもかかわらず、この話も同じなのです。県のほうの事業計画が直らない限り緩和されないという仕組みが依然として残っているという状況は課題として残っているのではないかと思います。

今回の場合は、省令だとかで基準が書いてあって、先ほど言われたようなこういう条件をつければ緩和できるでしょうという話に対して余り否定的なお話もなかったもので、そういうことであれば、もうこの特区の特に養父市が考えている対策をよく聞いて、それを省令で書き込んでしまえば、わざわざ県が計画を直さなくてもこの物事は実現するということになりますので、そういう方向での検討はできないのかなと。

○八田座長 確かにそれは一番いいですね。

○宇野参事官 だから、どうしても許可権限は落ちているのだけれども、県の計画に全部縛られている状態になっているので。

○八田座長 要するに県の計画で縛られているということを知らないわけではないですね。だから、にもかかわらず市に落としてもらいたい、そのときの基準を今話したようなことで明快にして。

○宇野参事官 省令で今基準を書いているのであれば、養父市さんとよく話し合いをして、我々を通してどういう条件を彼らは考えていて、こういう条件を整えばこの部分は緩和できますよねというあたりが調整できるのであれば、特区限りの特例として省令で書き込んでしまう。この規定を直してしまうという方法だってあるはずなので。

○八田座長 しかも従来は保護だからいろいろ広域的に考えなければいけなかったかもしれないけれども、管理ということを考えると、やはりこういうものを割と機動的にできるほうがいいということはあると思うので、確かにそうですね。

○阿曾沼委員 先ほど、運用でできるのではないのかということは、今明確になりました。そうであれば今事務局が言ったようなやり方があるのではないかと思います。

○八田座長 カメラをつけるとか、そういうことを義務づけてもいいですね。そういうことで省令をつくっていただくということはどうでしょうか。

○中島課長 検討させていただきます。

○八田座長 どうもありがとうございます。

それでは、こちらも聞いてみますけれども、ぜひよろしく願いいたします。
どうもありがとうございました。